

べっぴん 市議会だより

No.44 平成12年2月1日

編集 市議会だより編集委員会

発行 別府市議会

住所 ☎874-8511

別府市上野口町1-15

☎0977-21-1111



ミレニアム消防出初式&成人式

「別府市役所事務分掌条例等の一部改正」原案どおり可決

12月定例会は、12月3日から16日までの14日間の日程で開かれました。

今年4月から別府市の機構改革を実施するための事務分掌条例改正案、また、一般会計補正予算では、中小企業事業資金等融資に要する経費や貸出用チャイルドシートの購入費補助金・貸出業務委託料、台風16号及び18号による施設災害復旧に要する経費など市長提出議案21件の審議が行われ、すべて原案のとおり可決、承認されました。

議員から提出された意見書4件も、すべて原案のとおり可決されました。

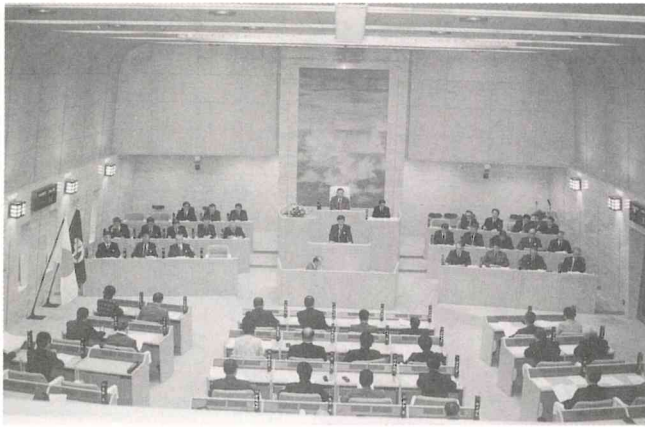
主な内容

主な議決……P2～3

議案質疑……P4

一般質問……P5～8

その他……P8



12月定例会風景

主な議決

十二月定例会は初日に決算特別委員長より継続審査中の平成十年度一般会計・各特別会計の決算の認定について審査報告がなされ、採決の結果それぞれ認定されました。

この後、予算や条例案件などの議案が上程され、市長の提案説明に対する質疑の後所管の常任・特別委員会へ付託されました。これらの議案は、最終日に所管の委員長より審査の経過と結果について報告がなされすべて原案のとおり可決、承認されました。

なお、議案件数は追加議案を含め二十一件であり、主な議決内容は次のとおりです。

継続審査

◎平成十年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

(認定)

決算特別委員会は閉会中の十月二十七日、二十八日の二日間にわたり決算審査を行いました。

まず、本決算の主な内容として、滞納総額が過去最高となった問題について質疑があり、当局より徴収率は前年度に比較して一・四九ポイント下がり八五・七%となった。この主な原因は観光客の動向による減収などにより個人、法人とも担税能力

の低下が考えられるとの説明であった。また、経常収支比率の改善策に關しては特に人件費の決算状況について質問があり、人件費比率は歳出において前年度比で二・六%の減少であり、経常収支比率では三・三%、職員給についても職員の減員により一・三%の改善が見られたとの答弁があった。

特別会計においては、前年度対比で改善が図られた国民健康保険事業や公共下水道事業、競輪事業特別会計などについて説明があった。その他に第三セクターの見直しや民間委託問題等について質疑があった。

補正予算

◎平成十一年度一般会計及び各特別会計補正予算

(原案可決)

今回の主な内容について、民生費では身体障害者や知的障害者施設措置、ホームヘルプサービスに要する経費の単価改定及び人員増による補正、また、保育所入所者増による運営費委託料や医療扶助費の増額、リフト付タクシー購入補助金などを計上している。

商工費では中小企業事業資金等融

十二月定例会 会期の経過

- 一日 議会運営委員会
 - 三日 本会議（継続審査中の議案に対する委員長報告、討論、表決、議案上程、提案理由の説明）
 - 六日 本会議（議案質疑、委員会付託）
 - 七日 本会議（一般質問）
 - 八日 本会議（一般質問）
 - 九日 本会議（一般質問）
 - 十日 各常任委員会
 - 十六日 議会運営委員会
- 本会議（上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決）

資及び緊急雇用対策事業に要する経費など。

土木費では秋葉通線道路改良に伴う整備事業費（用地購入費・物件補償費）など。

教育費ではワールドカップキャンプ誘致に要する経費。

災害復旧費として台風十六号及び十八号による農業施設・公共土木施設の工事費等が主な事業費です。

また、最終日には一般会計のほか別府市競輪事業特別会計など六特別会計と別府市水道事業会計の補正予算が追加上程され、原案のとおり可決されました。

なお、この補正により平成十一年度一般会計の総額は四百十五億八千五百八十五万円になりました。

条例の制定

◎地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

(原案可決)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条項の移動、必置規制の廃止等に係る規定の整備、手数料を条例化すること等に伴う関係条例の整備をしようとするものです。

◎別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の制定について

(原案可決)

乳幼児の医療費を助成することにより、病気の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上を図るとともに、現物給付の規定を置くことにより乳幼児の医療費の助成の手続き

の簡素化を図るため条例を制定しようとするものです。

◎別府市生活安全条例の制定について

(原案可決)

市及び市民が連携して犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止するための活動を円滑に実施することにより、だれもが安心して暮らすことができる国際観光温泉文化都市を実現するために、条例を制定しようとするものです。

条例の一部改正

◎別府市役所事務分掌条例等の一部改正について

(原案可決)

四月から別府市の機構改革（一課六係減）を実施することに伴い関係条例を改めようとするものです。

◎別府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(原案可決)

地方税法の一部を改正する法律により、固定資産の価格に係る審査申出制度及び審理手続の合理化が行われることに伴い、条例を改めようと

するものです。

◎特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(原案可決)

公民館運営審議会委員の報酬の額を改定することに伴い、条例を改めようとするものです。

◎別府市下水道条例の一部改正について

(原案可決)

下水道排水設備工事の責任技術者試験を県内統一試験として実施すること等に伴い、条例を改めようとするものです。

意見書

議員より意見書4件が提出され次のとおり表決されました。

可決された意見書は直ちに関係機関へ送付されました。

(原案可決)

- 聴覚障害者の社会参加を制限する法律の早期改正を求める意見書
- 臍帯血利用料の保険適用等を求める意見書
- 保育施設の拡充を求める意見書
- 道路特定財源の堅持等に関する意見書

その他

◎市長専決処分について

(承認)

地位保全等仮処分命令申立事件に至る経緯等に関し、市長、助役及び収入役の給料月額を減額するために特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものです。

◎訴えの提起について

(原案可決)

市営住宅に係る滞納家賃等の支払及び住宅の明け渡しを求めるにつき訴訟を提起しようとするものです。

◎和解及び損害賠償の額の決定について

(原案可決)

台風十八号による家屋等損傷事故に関する和解及び損害賠償の額の決定をおこなおうとするものです。

◎別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(原案可決)

人事院勧告等に基づき、職員の給与の額を決定するとともに給与関係規定の整備を図ろうとするものです。

案 疑

議 質

機構改革に伴う 別府市役所事務 分掌条例等の一部 改正について

議案質疑は、執行部が提出した予算や条例などの議案に対し質疑を行います。

十二月三日に六名の議員が行いました。そのうち、主な質疑内容を掲載いたします。

員体制等を変えずに今までのサービスが十分行えるとの判断から総務文教委員会の調査会で説明をした。

しかし、調査会の中で多くの議員から、今後の国際化、立命館アジア太平洋大学の四月開学に伴う人口増による事務量等を勘案し、何年か置いて考えた方がいいのではないかと指摘があり、今回のような形になった。

問 現行の秘書広報課を市長公室に改称して部に昇格させ、三課四係に強化しているが、市民生活に直結した部分か縮小されている。これは市民サービスの低下につながるのではないか。

答 市長公室は秘書課と広報広聴課、それに国際交流課の三課で構成されることになる。これは、市民の意識、ニーズ、そういうものを素早く収集していくには広報広聴業務が大事で

あり、行政の基本は広く市民の声を聞き、広く市民に行政を知らせることと理解している。

今後地方分権が進む中で広報広聴業務というのが大変必要な時期になるのではないか。

また、立命館アジア太平洋大学との絡みで、今後は国際交流が重要であるとの判断で課をつくった。

問 何のために機構改革を行うのかが一番大事であり、ただ数字合わせで機構を変えたのでは、本来の行政改革にはならない。時代の要請を総合的に判断し、地域社会の発展に資する行政体制をつくるのが大事であり、そのためには別府市に適合した改善方法、要するに市民の側に立った方法を考えるべきである。

また、これを成功させるには職員意識改革と適材適所の人員配置が必要だ。

答 組織・機構の簡素化、効率化を図り、限りある人材の有効活用により市民に分かりやすく、市民サービスの向上につながることを第一に考えている。

また、今回の議場での議論や議員の意見を十分に尊重しながら、職員意識改革を進め、四月の実施まで各課と議論、意見集約をしながら進めたいと思う。

チャイルドシート 貸出業務について

問 道路交通法の改正により四月から六歳未満の子供たちに対するチャイルドシートの着用が義務づけられるので、公的補助・扶助の精神で別府市がチャイルドシートを購入しレンタル方式を採用して、広く乳幼児を抱えている父母の負担を軽減するというのが一つの大きな定義だと思う。これの、対象児童は何名いるのか。また、貸出方法はどのようなか。

答 平成十一年四月三十日現在で、六千二百七十一名が対象者である。そのうち、十月二十日現在の調査では、三十五・五%の着用率であるが今年度末の見込みでは大体六十%は着用されるのではないかと思う。残りの四十%の児童に対しチャイルドシートの必要度等を考え、その中の一割を目標にベビーシート、チャイルドシートとジュニアシートの三種で二百五十五台を揃える予定である。

貸出方法については、場所は現在安全協会と協議しているが、警察署の交通課にも協力を要請し、日曜日の貸出もできるよう協議している。

問 今回の機構改革案については十一月二十六日に開かれた総務文教委員会の調査会で亀川、朝日、南部の出張所を現在の課扱いから係扱いにするとの説明であったが、今議会に提出された議案には、今までどおり課扱いとなっている、どのようないきさつで修正されたのか。

答 機構改革については、昭和六十三年度以来十二年ぶりに行うもので、行政改革の一環として今回の機構改革を考えている。

出張所については、行政改革推進計画の中に出張所の縮小ということであつたわけであり、また、出張所の人

一般質問

一質

猿渡 久子 吉富英三郎
 黒木愛一郎 平野 文活
 松川 峰生 野口 哲男
 野田 紀子 堀本 博行
 田中 祐二 高橋美智子
 後藤 健介 佐藤 博章
 井田 逸朗 富田 公人
 清成 宣明 佐藤 岩男
 泉 武弘 河野 数則
 岩男 三男 原 克実
 首藤 正 伊藤 敏幸
 矢野 彰 村田 政弘

(議席順)

場外馬券売場 その後の動向は？

問 日本中央競馬会の場外馬券売場別府進出計画（南立石地区杉乃井ホテル下）に対し、進出反対の「請願」を圧倒的多数で可決した九月議会の経緯があるが、その後の動向と市の

一般質問は、市の行政全般にわたり事務の執行状況や将来に対する方針などを質問するものです。十二月七日から九日までの三日間、二十四名の議員が市当局の見解をたできました。主な内容は次のとおりです。

対応状況について明らかにせよ。
答 南立石地区自治委員会支部長によれば、九月議会後の地元説明会はない。中央競馬会は九月議会で反対請願が採択されたことは十分認識しているようだ。市は毅然とした態度で臨むが、動きがない今、静観の状況だ。

企業誘致について

問 リサーチヒルは当初進出表明した二社のうち、セイコーエプソンは進出したが、ソーテックはいまだに進出しない。なぜ何年もソーテックを相手にしているのか。私の調査ではソーテックはもう来ない。
答 ベンチャー企業は景気に左右され、ソーテックももう少し待ってほしいと言っている。他の企業も視野に入れ、県と共に誘致活動している。

問 売却価格を下げ、広く企業誘致を行い、場合によっては宅地分譲に切り替えればいい。

児童虐待への 取り組みについて

問 少子化が進む中、幼児児童虐待で命をなくす子供が全国的にも増加の一途である。幼児児童を虐待から守るためにも早急にネットワーク作りが必要と考えるがどうか。

答 平成十二年度一部国の予算を使い、県においてネットワーク作りを強化するようであるが、当市においても市報・チラシ等を作成し、広く市民に呼びかけるつもりだ。

障害者施策の 拡充について

問 障害者が地域の中で働く場である小規模作業所を求める声がある。

答 国・県・市の運営費の補助は、一施設当たり年間百十万円ずつで全国最低である。関係者は借金を抱えての運営など負担が大きい。犠牲的な献身に委ねるのではなく、補助金の増額を。また、障害者の市職員への雇用促進と福祉の専門職の採用を。

答 小規模作業所の補助金増額については県と協議していきたい。職員の採用についても検討し努力したい。

介護保険制度について

問 六五才以上の人の保険料は。自立と認定された人は福祉サービスに従前どおり受けられるか。ホームヘルパーの養成計画。介護保険検討委員会の会議録の公開と傍聴は可能か。

答 概算推定で月額三三〇〇から三五〇〇円程度。福祉サービスの後退とならないように早急に検討する。積極的に養成する。八十人を計画。基本的には発言者の氏名を伏せて会議録の公開可能。傍聴は審議内容により判断、検討委員会の中で審議していきたい。

はり・きゅうの 負担金について

問 国民健康保険事業のうち、はり・きゅう・マッサージ事業は被保険者の健康保持増進のために行っているが、効果はどうか。また、改定が必要などときには、国民健康保険運営協議会に諮問すべきではないか。

答 効果については、三年前にアンケート調査をし、二百五人中約半数が効果があると答えている。改定については、国保財政を考える中で、今後国保運営協議会に諮問することにも検討したいと考えている。

墓地の許可について

問 小倉町に近い明礬地区に、当該地からわずか数分先の土地所有者に一言の話もなく、ある日突然墓地ができた。墓地許可にあたっての周辺住民の同意については、どのような基準、指導方針に基づき取り扱いをしているのか。

答 墓地・埋葬等に関する法律施行細則による許可基準があり、墓地予定地から百メートル以内の住人には同意書をとるよう行政指導を行っている。今後は土地だけを所有し居住してない人についても同様に考えたい。

二〇〇〇年問題と水道局問題

問 二〇〇〇年問題についての別府市の取り組み、対策について。

答 住民サービスと日常生活に支障がないよう、全庁体制で取り組む。

問 水道局の行財政改革について。

答 計画書作成の方向で検討中。

問 水道審査意見書について。

答 順守し、努力するよう努める。

問 上下水道の収納一本化について。

答 一本化に向けて協議中である。企業手当について。

答 三月議会までに整備する。

コンピューター二〇〇〇年問題

問 コンピューターが誤作動する心配がある西暦二〇〇〇年問題について不安をおおるのはよくないが、万全の対策で臨んでもらいたい。

答 市長部局、水道局、消防本部・消防署・消防団合わせて約二百人が三十一日から翌元旦にかけて出動警戒態勢を敷くほか、市民からの問合せ窓口を企画調整課に設置するなど全庁体制で取組む準備をしている。

別府観光宣伝の効果

問 別府観光宣伝について、どのように効果があつたのかを調査、分析することが必要であり、また、全国に発信している市のインターネットのホームページについて改善をすることが必要ではないか。

答 別府観光行政懇談会はＪＲ九州別府地域キャンペーン等の効果が上がっている。また、タウン誌・情報誌招待事業については千五百万円の広告効果があつた。ホームページについてはは一步一步進めていく。

市営温泉の運営管理について

問 竹瓦温泉の砂湯で、利用できない時間帯があるが、温泉観光地として不十分な対応ではないか。パンフレットや看板に表示してはどうか。

答 一日に二回、温度調節、湯量調整のため利用できない時間がある。説明等今後指導していく。看板の件は、実施に向けて検討したい。

(十二月十一日より常時入浴できるよう改善された)



常時入浴できるよう改善された竹瓦温泉

地域振興券の結果について

問 地域振興券は緊急経済対策の一環として、地域経済へのテコ入れ策として実施されたものだ。実施期間が終わったからもう終わりというものではなく、これからが大切だ。各地では商工会などが、地域に限定した商品券の発行などを行っている。行政のバックアップは欠かせないが

当局はどう考えているのか。

答 商工会議所をはじめ、関係団体と協議し、積極的に取り組んでいきたい。

行政改革の方向と景気対策

問 今別府市が進めている「行政改革」は市職員と市民サービス部門を削ることに矛先が向けられているが基本的方向性が間違っている。大型事業による浪費こそ財政難の真の原因であり、これにメスを入れるべきである。別府市は中小業者の町であり、市民生活を底から暖めなければ別府の活性化はできない。そのために実態調査に基づく中小企業基本条例の制定を目指すべきである。

小学校の統廃合計画案について

問 小学校の統廃合問題の基本となるのは市の人口推移が大きな要因となる。別府市総合基本計画での二〇一〇年の年少人口(〇〜十四才)は一八〇〇〇人であるが、教育委員会が検討委員会に提出した資料は一四二二二人で、信じ難いが約四〇〇〇人もの大きな差があり、教育委員会の責任は重大である。基本的部分で市の計画と異なっているのだから、

この統廃合は白紙撤回すべきではないか。

学校週五日制 実施の取り組みは

問 平成十四年四月から完全実施される学校週五日制へ向けて各課が行っている施策をさらに機構改革も含めて推進しなければならないと考えるがどうか。

答 これまでの施策をさらに横の連携を密にし、地域、学校、あらゆる組織と話し、地域にあった特色ある対策等を実行し、子供達の未来を中心に考えることはもちろん市民一人一人の認識を高め、生涯学習をも視野に入れ間に合うよう取り組みたい。

学校行事に国旗・ 国歌の定着を

問 小中学校生徒に国旗・国歌を尊重、敬愛する心を養い、学校行事等に国旗掲揚、国歌斉唱を定着させるには。

答 特別活動に、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」となっている。今後とも、校長会等を始め、機会あるごとに学習指導要領に沿って教育を行うよう指導したい。

別商にホテル サービス科の新設を

問 別府観光における国際会議（サミット等）の開催等グレードアップを図るため、世界に通用する人材の育成（語学・技術力）を目的に別商にホテルサービス科の新設をしてはどうか。

答 科の新設は四十人以上の希望者が条件となる。これまでの卒業生の進路はホテル・旅館業界へは少ないが、今後真剣に検討すべき課題と考えている。

市営松原住宅の 今後について



1 F 部分は当面多目的スペースとして利用される松原住宅

問 市営松原住宅は一階の店舗部分の入居者が集まらなかったというが一階部分は今後どうするのか。

答 当面は多目的スペースとして、地元商店街、自治会、子ども会など

と協議しながら、イベント、フリーマーケット、朝市など南部地域の活性化に役立つようにしたい。国庫補助金の関係もあるので、店舗スペースであるという基本的認識のもと、店舗形成ができる状態になれば店舗化したい。

市営住宅の水道 メーター検針は

問 市営住宅の管理人も高齢化が進み八十五才の人もいる。このため水道メーターの検針に困っている。他市では水道局が行っている所もあるのに、別府市では未だ管理人が行っている。市長も実現の方向を示しているが、早期の実現を強く求める。

答 水道子メーターの検針は管理人が一番困っていると認識する。色々と検討した結果、検針は委託方式で集金は管理人にお願いする方法で、実施に向け財政課と協議を進める。

公園用地買収 について

問 朝日公園（大平山地区公民館の海側）地区内未買収地（約一〇〇〇坪）について、公有地拡大推進法の適用どおり買収すべきだ。

答 地権者に長い間ご迷惑をおかけしたが、都市計画決定された公園用

地であるので、今後誠意を持って買取協議にとりかかりたい。

固定資産税の 免除について

問 ゲートボール場については固定資産税の免除がされているが、グラウンドゴルフ場については免除がされていない。その理由は何か。

答 ゲートボール場において市税条例により高齢者の生きがい及び健康増進に寄与することを目的として、固定資産税を免除している。グラウンドゴルフについては、各町内のゲートボール場等を共用していただくようお願いしたい。共用が難しい場合は検討したい。

コンベンション 和解金について

問 市民に、和解しなければならぬ真相を明らかにしないまま公的機関としての主張もせず、安易に六五〇万円もの解決金を支払って幕引をしたコンベンションビュローのあり方は嘱託職員の雇用体制に大きな影響を及ぼす。今後同様の訴訟が起る可能性がある。理事長たる市長の責任は重大だ。

答 仮処分は本来非公開。今後は嘱託職員の退職は円満に話し合っ

のようなことのないようにしたい。

職員採用試験と 市税滞納、APU

問 職員採用試験の傾向と弊害、併せて課長昇任試験の功罪は。

答 成績のみではなく、人物本位の採用を心掛けていきたい。

問 市税滞納額の増加の原因は。

答 市民の所得のアップにつながる行政を行う。総合振興センターを含む外郭団体はスリム化し、市民の納税意欲の高揚に努める。

問 APUの業務発注は慎重に。

答 再度、地元業者優先ということをお願いする。

消防職員の定年 退職に伴う対策

問 新規採用職員については、この十一年間で九名と県下十一市の中では九番目に低い採用人数で、平成二十一年末には定年退職予定者が八十人になり、現職員の半数以上が退職することになる。現在の採用状況からみると、八十人の職員で市民の生命・財産を守ることができるのか。

答 市民の生命財産を守るための活動に支障が出てはならないと考え、人員確保については、計画的な職員採用を関係課と協議していく。

平成11年 議会活動状況 (平成11年1月～12月)

(1) 本会議及び議決件数

区 分		会期日数	傍聴者数	議 決 件 数		
				市長提出議案	議員提出議案	合 計
定例会	第 1 回 (3月)	1 7 日	6 8 人	3 8 件	3 件	4 1 件
	第 2 回 (6月)	1 4 日	1 7 9 人	2 1 件	3 件	2 4 件
	第 3 回 (9月)	1 8 日	1 4 6 人	1 7 件	5 件	2 2 件
	第 4 回 (12月)	1 4 日	9 5 人	2 1 件	4 件	2 5 件
臨 時 会		1 日	0 人	－ 件	－ 件	－ 件
合 計		6 4 日	4 8 8 人	9 7 件	1 5 件	1 1 2 件

(2) 常任委員会

区 分	開催日数	付託件数	調査日数
総務文教	5日	42件	5日
観光経済	5日	18件	0日
厚生	5日	21件	1日
建設水道	5日	24件	0日
合 計	20日	105件	6日

(3) 特別委員会等

区 分	開催日数	付託件数	調査日数
観光振興及び企業誘致・大学対策	3日	4件	1日
交通体系及び海岸整備対策	4日	5件	—
南部振興及び再開発対策	2日	2件	1日
決 算	2日	1件	—
議 会 運 営 委 員 会	16日	—	—
各 会 派 代 表 者 会 議	10日	—	—
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	11日	—	—

*この他に、議員が議会代表として、市長等より委嘱され、各種審議会・協議会委員として活動しています。

聴覚障害者の社会参加を 制限する法律の早期改正を 求める意見書

一九八一年の国際障害者年は「完全参加と平等」をテーマに掲げ、国際的にも国内的にも障害者に対する差別をなくし、社会的理解を広げるために大きな力となり、我が国における聴覚障害者の社会参加と平等の保障も着実に前進してきたところである。

しかし、医師法、薬剤師法など医事・薬事関係法を中心に「耳が聞こえない者、口がきけない者」を絶対的に欠格事由と規定し、個々の能力も事情も一切関係なく一律に資格や免許を与えないとしている法律がいまだに残されている。

これらについては、聴覚障害者の社会参加を促進する観点から、個々の障害程度、業務遂行能力により、手話通訳等必要な支援策を配慮する方向で資格や免許を付与する道を開くべきである。

また、欠格事由の規定はないものの、結果として聴覚障害者の社会参加を制限している法律として、著作権法、公職選挙法もある。よって、政府におかれては、聴覚障害者の社会参加を制限する条項のある法律を、ノーマライゼーションの理念に基づき早急に改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十一年十二月十六日

別府市議会

内閣総理大臣、法務大臣
文部大臣、厚生大臣、自治大臣 殿

傍聴のご案内

◆本会議はどなたでも傍聴できます。

◆お気軽に議会棟四階へお越しください。

◆次の定例会は三月上旬に予定しております。